

弘前地区消防防災協会会則施行細則

(総 則)

第1条 この細則は、本会の会務運営について必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 緊急事案が発議され、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集する。

2 役員会には、会長が必要と認めたとき、各部会の班長を出席させることができる。

(部 会)

第3条 類似業態別又は同一地域ごとの会員によって、別表第1の区分により部会を組織し、部会に班長を置く。

2 部会は、業態別固有の事項について審議する。

3 部会に部会長及び班長を置き、部会長は、班長を総括する。

なお、部会運営上必要と認めた場合は連絡員を置くことができる。

4 部会長は、理事の中から部会において選出し、班長は部会の中より推薦された者とする。

5 部会は、部会長が招集し、会議は、部会長が主催する。

6 理事及び班長の定数は、別表第1による。

第4条 会費の納入は、当該年度の7月31日までに指定金融機関（青森みちのく銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫の各本店、支店）に納入するものとし、別表様式第1の納入通知書により納入する場合は東奥信用金庫、青い森信用金庫の各本店、支店とする。

2 納入した会費は、理由のいかんを問わず返却しないものとする。

(表彰及び慶弔)

第5条 表彰及び弔慰は、次の区分による。

(1) 安全管理に関し、顕著な功労のあった者。

(2) 災害を早期に発見し、且つ、適切な処置を講じた者。

(3) 5年以上に亘り会務の運営につくし、功労のあった者。

(4) 災害現場で、被害軽減のため活動中死亡した者、又はその他の死亡で会長が認めた者には、弔慰金を贈るものとする。

(5) 災害現場で、被害の軽減のため活動中入院を要する程度の負傷した者、又はその他の傷病で入院した者で会長が認めた者には、見舞金を贈るものとする。

2 前項第4号及び第5号の増定額は、その功労及び負傷又は傷病の程度を勘案し、会長がこれを決する。

(表彰等の手続)

第6条 前条各号の表彰及び弔慰は、その事由が発生した会員の部会長から別記様式第2又は別記様式第3により会長に上申するものとする。

2 前条第1項第1号から第3号までの表彰は、役員会の議決を経て会長が行うものとする。

(帳簿簿冊)

第7条 本会に、次の簿冊を備付けるものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 会費徴収簿
- (3) 会員名簿及び役員名簿
- (4) 備品台帳
- (5) その他会長が必要と認めた簿冊

(事務局)

第8条 本会の業務を処理するため若干名の事務局員を置くことができる。

2 事務員の雇用条件等は別に定める。

(職員の任免)

第9条 事務局事務員の任免は、会長が行うものとする。

(事務局長及び参与)

第10条 本会の事務局長を弘前地区消防事務組合消防本部消防次長に委嘱し、参与は、消防本部職員に委嘱する。

附 則

この細則は、昭和43年7月1日から施行する。

改正	昭和45年7月15日	昭和45年度定時総会	改正	平成元年7月19日	平成元年度定時総会
改正	昭和46年7月15日	昭和46年度定時総会	改正	平成10年7月27日	平成10年度定時総会
改正	昭和47年7月15日	昭和47年度定時総会	改正	平成22年7月20日	平成22年度定時総会
改正	昭和48年7月10日	昭和48年度定時総会	改正	平成25年7月19日	平成25年度定時総会
改正	昭和51年7月1日	昭和51年度定時総会	改正	平成26年7月25日	平成26年度臨時総会
改正	昭和52年7月15日	昭和52年度定時総会	改正	令和元年5月17日	令和元年度定時総会
改正	昭和53年7月13日	昭和53年度定時総会	改正	令和3年5月28日	令和3年度定時総会
改正	昭和54年7月14日	昭和54年度定時総会	改正	令和6年4月26日	令和6年度役員会
改正	昭和55年7月21日	昭和55年度定時総会	改正	令和6年12月23日	令和6年度臨時役員会
改正	昭和56年7月21日	昭和56年度定時総会			

改正後の細則は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1

業種 部会	業 種	定 数	
		理 事	班 長
1	映画館・遊技場・集会施設・百貨店・マーケット・各種店舗	3	2
2	割烹・料理店・仕出し店・宴会施設・そば・飲食店・集合飲食店	3	2
3	旅館・ホテル・浴場・寮・下宿・アパート	3	2
4	病院・診療所	2	2
5	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校	2	2
6	神社・寺院・教会	2	2
7	醸造・工場・作業所	2	2

8	官公庁・公的機関・報道機関・金融機関・保険会社・農協	2	2
9	石油販売	3	3
10	ガス販売	2	3
11	保育所・乳児院・社会福祉施設	2	2
12	運送業・自動車会社・各種事業所	2	2
南	大鰐町内事業所・平川市内(碓ヶ関地区)事業所	3	3
北	藤崎町内事業所・板柳町内事業所	3	2
西	弘前市岩木、相馬地区内事業所・西目屋村内事業所	2	2
東	黒石市内事業所・平川市内（碓ヶ関地区を除く）事業所 田舎館村内事業所	2	2
16 部 会		38	35